

四日市市告示第131号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) 三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領(平成18年4月14日付健福第13-125号。以下「三重県補助金交付要領」という。)第4条に定める施設</p> <p>(2)から(6) (略)</p> <p>(7) 三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領(平成27年6月25日付健福第13-192号)別紙1-1に定める地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下の特別養</p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) 三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領(平成18年4月14日付健福第13-125号。以下「三重県補助金交付要領」という。)第5条に定める<u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人ショートステイ専用居室(特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム整備時に限る。)</u>及び介護老人保健施設</p> <p>(2)から(6) (略)</p> <p>(7) 「<u>地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について</u>」(平成18年5月29日老発第0529001号通知)別紙「<u>地域介護・福祉空間整備交付金及</u></p>

護老人ホームをいう。)

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4) (略)

(5) その他国庫補助対象経費(第3条第1号、第6号及び第7号に規定する施設等にあつては県補助対象経費)又は次世代育成交付金要綱及び安心子ども基金管理運営要領1及び保育所等整備交付金交付要綱に定める対象経費

(市単独補助金交付額)

第7条 (略)

2 第3条第7号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 (略)

(補助金交付方法)

び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱(以下「地域介護交付金要綱」という。)第2(5)(ア)対象事業a(b)及び第4(2)エ(ア)対象事業b

(8) 三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領(平成27年6月25日付健福第13—192号)別紙1に定める地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。)

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4) (略)

(5) その他国庫補助対象経費(第3条第1号、第6号及び第8号に規定する施設等にあつては県補助対象経費)又は地域介護交付金要綱及び次世代育成交付金要綱及び安心子ども基金管理運営要領1及び保育所等整備交付金交付要綱に定める対象経費

(市単独補助金交付額)

第7条 (略)

2 第3条第7号及び第8号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 (略)

(補助金交付方法)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第6号又は第7号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

附 則

1～3 (略)

(有効期限)

4 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
国 県 補助金交付対象施設	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第6号又は第8号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

附 則

1～3 (略)

(有効期限)

4 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
国 県 補助金交付対象施設	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	小規模作業所	第3条第5号に規定する小規模作業所	三重県障害者小規模作業所事業費補助金交付要綱(平成18年4月1

日施
行)に
定める
補助基
準額に
3分の
4を乗
じた額
又は対
象経費
の実支
出額の
いずれ
か少な
い額

(略) (略) (略) (略)

別表第2

種別	区分	単価	単位
市町 村交 付金 対象 施設	第3条第7号に規定する施設		
	地域密着 型特別養 護老人ホ ーム	4, 27 0千円	整備 床数

別表第2

種別	区分	単価	単位
市町 村交 付金 対象 施設	第3条第7号に規定する施設		
	特別養護 老人ホー ム		施設 数
	1ユニ ット 2ユニ ット以 上	20, 0 00千円 40, 0 00千円	
	緊急ショ ートステ	2, 00 0千円	整備 床数

		イの整備		
		事業		
		第3条第8号に規定する施設		
	地域密着 型特別養 護老人ホ ーム	4, 27 0千円	整備 床数	

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日以後に行われた施設整備事業から適用する。

(健康福祉部健康福祉課)